売　買　契　約　書（案）

1　件　　名　ＩＣレコーダー外の購入

2　品目・規格　別紙「仕様書」のとおり

3　数　　量　別紙「仕様書」のとおり

4　契約金額　金　　円

（うち消費税及び地方消費税の額　　円）

5　納入期限　別紙「仕様書」のとおり

6　納入場所　別紙「仕様書」のとおり

7　検査場所　上記、納入場所と同じ

8　契約保証金　免　　除

上記品目・規格（以下「契約物品」という。）の売買について、支出負担行為担当官　九州農政局長　荻野　憲一（以下「発注者」という。）と、○○○○（以下「受注者」という。）との間に、上記各項及び次の契約条項により、売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、当事者記名（紙契約書の場合は記名押印）のうえ各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　　熊本市西区春日２丁目１０番１号
支出負担行為担当官
九州農政局長　荻野　憲一

受注者　　住所
名称
代表者・氏名

第１章　総　則

（契約の目的）

第１条　受注者は、この契約書のほか、この契約書に附属する仕様書及び仕様書に添付された文書等（以下「仕様書等」という。）に定める契約物品を納入期限までに、仕様書で指定する場所に納入し、発注者は、その代金を受注者に支払うものとする。

（代金）

第２条　契約金額は、受注者に支払われる代金の金額とする。なお、この消費税及び地方消費税は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出した額である。

（納入期限及び納入場所）

第３条　納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

一　納入期限：仕様書のとおり

二　納入場所：仕様書のとおり

２　受注者は、前項第一号記載の納入期限までに、同項第二号記載の納入場所に契約物品を納入するものとする。

（債権譲渡等の禁止）

第４条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部又は一部を発注者の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第１条の３に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第２条第３項に規定する特定目的会社又は信託業法（平成16年法律第154号）第２条第２項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　受注者がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、受注者が前項ただし書きに基づいて債権の譲渡を行い、受注者又は受注者から債権を譲り受けた者が発注者に対し、民法第467条若しくは債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第２条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、発注者は、受注者に対して有する請求債権について、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡対象債権金額を軽減する権利その他一切の抗弁権を保留する。

３　第１項ただし書きに基づいて受注者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、発注者が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の２の規定に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時に生ずるものとする。

（再委託）

第５条　受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者（以下「再委託を受ける者」という。）に委任し、又は請け負わせてはならない。

　なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

２　受注者は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ再委託を受ける者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を発注者に提出し、発注者の承認を得なければならない。ただし、再委託ができる業務は、原則として契約金額に占める再委託又は再請負金額の割合（「再委託比率」という。以下同じ。）が50パーセント以内の業務とする。

３　受注者は、前項の承認を受けた再委託について、その内容を変更する必要が生じたときは、同項に規定する書面を発注者に提出し、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。

４　受注者は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第２項の承認の後、速やかに、発注者に届け出なければならない。

５　受注者は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第３項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、発注者に届け出なければならない。

６　発注者は、前２項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、受注者に対し必要な報告を求めることができる。

７　受注者は、本契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託を受ける者の行為について、発注者に対してすべての責任を負うものとする。

８　受注者は、本契約の一部を再委託するときは、受注者がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託を受ける者と約定しなければならない。

９　再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務（印刷・製本、翻訳、会場設営及び運送・保管に類する業務）であって、再委託比率が50パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以下である場合には、軽微な再委託として第２項から第６項までの規定は、適用しない。

（代理人の届出）

第６条　受注者は、本契約に基づく業務に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、書面により発注者に届け出るものとする。

（製造工場の届出）

第７条　発注者が指示した場合、受注者はこの契約書作成の日から５日以内に、製造工場名及びその所在地を書面をもって発注者に届けるものとする。

（仕様書等の疑義）

第８条　受注者は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに発注者の説明を求めるものとする。

２　受注者は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、受注者がその説明の不適当なことを知って、速やかに異議を申し立てたにもかかわらず、発注者が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

（図面等の承認）

第９条　仕様書等に特に定めがある場合は、受注者は図面又は見本等を作成して発注者の承認を受けるものとし、発注者の承認を受けた当該図面又は見本等（以下「承認図面等」という。）は、仕様書に添付された図面又は見本等の一部となったものとみなす。承認図面等が仕様書に添付された図面、見本又は図書に定めるところと矛盾する場合は、承認図面等が優先する。

２　受注者は、承認図面等に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行を免れない。ただし、前項の承認が、内容の変更を条件として与えられた場合に、受注者が当該条件に対して異議を申し立てたにもかかわらず、発注者がその条件によることを求めたときは、この限りでない。

（納入計画の届出）

第10条　受注者は、発注者が指示した場合は、発注者の指定する書面により速やかに納入の計画を発注者に届け出るものとし、これを変更しようとするときも同様とする。

（包装、梱包及び運送）

第11条　受注者は、仕様書等に定めるところにより、契約物品に必要な包装及び梱包を行うものとする。

２　包装、梱包及び納入場所までの運送並びに契約物品の据付け調整等（仕様書等に含めた場合に限る。）に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第２章　契約の履行

（監督）

第12条　発注者は、この契約の適正な履行を確保するため、必要がある場合は、監督職員を定め、受注者の作業場所等に派遣して業務内容及び発注者が提供した資料等の保護・管理が、適正に行われているか等について、発注者の定めるところにより監督をさせ、受注者に対し必要な指示をすることができる。

２　発注者は、監督職員を定めたときは、その職員の氏名を受注者に通知するものとする。

３　受注者は、監督職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。

４　監督職員は、職務の遂行に当たり、受注者が行う業務を不当に妨げないものとする。

5　監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

（検査の申請、物品の納入等）

第13条　受注者は、契約物品を納入場所に納入（仕様書等に定める契約物品の据付け調整等を含む。以下同じ。）しようとするときは、検査の申請を行い、発注者の指示を受けるものとする。

2　受注者は、契約物品を納入するときは、発注者に通知するものとする。

3　前項の場合において、受注者は、当該物品の数量、外観等について、発注者又は発注者が指定する職員の確認を受けたのち、その指示するところにより開梱の上、その指定する場所に格納するものとする。

4　受注者は、発注者が指示するところにより、納入したことを証明する資料を添付した書面により、発注者に遅滞なく通知するものとする。

5　受注者は、第三者に契約物品を納入させる場合には、仕様書等に定める納入方法及び第３項に規定する事項を契約物品を持ち込む者に遵守させるものとする。

（検査）

第14条　発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前条の規定により申請を受理した日から起算して10日以内に、受注者の立会を求めて、発注者の定めるところにより検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。ただし、受注者が立ち会わない場合は、受注者の欠席のまま検査をすることができる。

2　発注者は、必要があると認めるときは、受注者が契約物品を納入する前に、受注者の製造工場又は発注者の指定する場所で検査を行うことができる。

3　発注者は、前２項の規定により合格又は不合格の判定をした場合は、速やかに受注者に対し、その結果を通知するものとする。なお、前条の規定による申請を受理した日から起算して14日以内に通知をしないときは、合格したものとみなす。

4　受注者は、検査職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。

5　受注者は、検査に先立ち検査職員の指示するところにより、社内検査を実施した場合は、社内検査成績書を発注者に提出するものとする。

6　検査職員は、検査に当たり、必要があると認めるときは、契約物品の品質性能に関し、必要な書類の提出を求めるほか、契約物品の一部を破壊、分解又は理化学試験により検査をすることができる。

7　検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

8　発注者は、前各項に定める検査に関する事務を第三者に委託することができる。この場合、発注者は、適宜の方法により受注者にその旨通知するものとする。

（代品等に係る検査）

第15条　受注者は、前条に規定する検査に不合格となった場合は、第16条の規定により値引受領する場合及び第22条第2項の規定により減額請求する場合を除き、遅滞なくこれを引き

取るものとする。また、受注者は、発注者の要求があれば、発注者の指定する期間内に改めて代品を納入し、検査を受けるものとする。この場合において、履行遅滞が生じたときは、受注者はその責めを免れることができないものとする。

2　前項の場合において、相当期間内に受注者が引き取らないときは、発注者は、受注者の負担において、当該物品を返送し、又は保管を託すことができる。

3　前条の規定は、第１項の代品の検査の場合に準用する。

（値引受領）

第16条　発注者は、第14条の規定による検査の結果、不合格となった契約物品について、使用上支障がないと認めたときは、契約金額について相当額を減額して、その納入を認めることができる。

（所有権及び危険負担の移転）

第17条　契約物品の所有権は、第14条の規定による検査に合格し、発注者が当該物品を受領したとき又は前条の規定により発注者が当該物品の納入を認め、それを受領若しくは第22条第２項の規定により減額請求した場合において、発注者が当該物品の納入を認め、それを受領したときに、受注者から発注者に移転するものとする。

2　前項の規定により契約物品の所有権が発注者に移転したときに、発注者は受注者の責めに帰すべからざる事由による契約物品の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。

3　契約物品の包装等は、仕様書等に特に定めのあるものを除き、契約物品の所有権の移転とともに発注者に帰属するものとする。

（代金の請求及び支払）

第18条　受注者は、契約物品を納入した場合において、発注者の行うすべての検査に合格したときは、支払請求書により代金を発注者に請求するものとする。

2　発注者は、前項に定める適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に代金を支払うものとする。

　ただし、受理した受注者の請求書が不適当なために受注者に返送した場合には、発注者が返送した日から受注者の適法な請求書を受理した日までの日数は、これを約定期間に算入しないものとする。

（支払遅延利息）

第19条　発注者は、約定期間内に代金を受注者に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として受注者に支払うものとする。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2　前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しないものとする。
3　発注者が第14条第１項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前２項の計算の例に準じ、第１項に定める利率をもって計算した金額を受注者に対して支払うものとする。

（納入期限の猶予）
第20条　受注者は、納入期限までに義務を履行できない相当の理由があるときは、あらかじめ、その理由及び納入予定日を発注者に申し出て、納入期限の猶予を書面により申請することができる。この場合において、発注者は、納入期限を猶予しても、契約の目的の達成に支障がないと認めるときは、これを承認することができる。この場合、発注者は原則として発注者が承認した納入予定日まではこの契約を解除しないものとする。
2　受注者が納入期限までに義務を履行しなかった場合、受注者は、前項に定める納入期限の猶予の承認の有無にかかわらず、納入期限の翌日から起算して、契約の履行が完了した日（納入期限遅延後契約を解除したときは、解除の日。）までの日数に応じて、当該契約金額に年3.0%を乗じて計算した額の遅滞金を発注者に対して支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りでない。
3　前項の規定による遅滞金のほかに、第30条第１項の規定による違約金が生じたときは、受注者は発注者に対し当該違約金を併せて支払うものとする。
4　発注者は、受注者が納入期限までに義務を履行しなかったことにより生じた直接及び間接の損害（発注者の支出した費用のほか、発注者の人件費相当額を含む。以下同じ。）について、受注者に対してその賠償を請求することができる。ただし、第30条第１項の規定による違約金が生じたときは、同条第３項の規定を適用するものとする。

第３章　契約の効力等

（契約物品の納入不能等の通知）
第21条　受注者は、理由の如何を問わず、納入期限までに契約物品を納入する見込みがなくなった場合、又は契約物品を納入することができなくなった場合は、直ちに発注者にこの旨を書面により通知するものとする。

（契約不適合責任）
第22条　納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）場合は、発注者は、自らの選択により、受注者に対し本契約物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下単に「履行の追完」という。）を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するも

のでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2　前項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一　履行の追完が不能であるとき。

二　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四　前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3　発注者が、契約物品の履行の追完を請求した場合で、履行の追完期間中契約物品を使用できなかったときは、発注者は、当該履行の追完期間に応じて第20条第２項の規定に準じて計算した金額を受注者に対し請求することができる。

4　発注者は、第１項に規定する契約不適合が重大と認める場合又は受注者が第１項に規定する発注者の請求に応じない場合、この契約を解除することができる。この場合において、受注者は発注者に対し、第30条第１項の規定による違約金を支払うものとする。ただし、発注者は返還すべき契約物品が既にその用に供せられていたとしても、これにより受けた利益を返還しないものとする。

5　発注者は、第１項に規定する契約不適合により生じた直接及び間接の損害について、受注者に対してその賠償を請求することができる。ただし、第30条第１項の規定による違約金が生じたときは、同条第３項の規定を適用するものとする。

6　発注者は、契約物品の種類又は品質に関する契約不適合が発見された場合は、発見後１年以内に受注者に対して通知するものとする。

7　第１項の規定に基づく成果物の履行の追完の義務の履行については、性質の許す限り、この契約の各条項を準用する。

8　第１項の規定に基づき履行の追完がされ、再度引き渡された契約物品に、なお本条の規定を準用する。

9　履行の追完に必要な一切の費用は、受注者の負担とする。

第４章　契約の変更等

（契約の変更）

第23条　発注者は、契約物品の納入が完了するまでの間において、必要がある場合は、納入期限、納入場所、契約数量、仕様書等の内容その他受注者の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、受注者と協議することができる。

2　前項の規定により協議が行われる場合は、受注者は、見積書等発注者が必要とする書類を作成し、速やかに発注者に提出するものとする。
3　受注者は、この契約により発注者のなすべき行為が遅延した場合において、必要があるときは、納入期限を変更するため、発注者と協議することができる。

（事情の変更）
第24条　発注者及び受注者は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。
2　前条第２項の規定は、前項の規定により契約単価の変更に関して、協議を行う場合に準用する。

（発注者の催告による解除権）
第25条　発注者は、受注者が次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
一　受注者が納入期限（第20条第１項により猶予を承認した場合は、その日。）までに、契約物品を納入しなかったとき又は納入できないことが客観的に明らかなとき。
二　第14条第１項の規定による検査に合格しなかったとき。
三　第22条第４項に該当するとき。
四　前三号に定めるもののほか、受注者がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。
五　この契約の履行に関し、受注者又はその代理人、使用人に不正又は不誠実な行為があったとき。

（発注者の催告によらない解除権）
第26条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。
一　債務の全部の履行が不能であるとき。
二　受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
三　債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
四　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
五　受注者に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。

六　受注者が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。
七　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、受注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2　次に掲げる場合には、発注者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。
一　債務の一部の履行が不能であるとき。
二　受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第27条　債務の不履行が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第25条又は第26条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の任意解除権）

第28条　発注者は、第25条又は第26条に定める場合のほか、発注者の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、発注者は受注者に対して契約の解除前に発生した受注者の損害を賠償するものとする。

（発注者の損害賠償請求等）

第29条　発注者は、第20条第4項又は第22条第5項に規定する場合のほか、受注者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、発注者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2　前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、発注者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。
一　債務の履行が不能であるとき。
二　受注者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
三　債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

（違約金）

第30条　受注者は、第25条又は第26条の規定により、この契約の全部又は一部を発注者により解除された場合は、違約金として解除部分に対する価格の100分の10に相当する金額を発注者に対して支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りではない。

2　前項の規定による違約金のほかに、第20条第２項の規定による遅滞金が生じているときは、受注者は発注者に対し当該遅滞金を併せて支払うものとする。

3　第１項の規定は、発注者に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

（受注者の解除権）

第31条　受注者は、発注者がその責めに帰すべき理由により、契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2　前項の規定は、受注者が受注者に生じた実際の損害につき、賠償を請求することを妨げない。

3　前項の規定による損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行うものとする。

（知的財産権）

第32条　受注者は、契約物品の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。受注者は、第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により発注者に生じる一切の損害を賠償するものとする。

2　受注者は、仕様書等に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

（支払代金の相殺）

第33条　この契約により受注者が発注者に支払うべき金額があるときは、発注者はこの金額と受注者に支払う代金を相殺することができる。

第５章　談合等の排除特約条項

（談合等の不正行為に係る解除）

第34条　発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

一　公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条若しくは第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第７条の４第７項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二　受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第198条又は独

占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

２　受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第35条　受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

一　公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第７条又は第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二　公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三　公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第７条の４第７項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四　受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の６若しくは第198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　受注者は、前項第４号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の５に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

一　前項第２号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第７条の３第１項の規定の適用があるとき。

二　前号の納付命令又は審決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三　受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

３　受注者は、契約の履行を理由として、前２項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第６章　暴力団排除特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第36条　発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合はその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

五　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第37条　発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一　暴力的な要求行為

二　法的な責任を超えた不当な要求行為

三　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

五　その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第38条　受注者は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

２　受注者は、前２条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請負が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約するものとする。

（下請負契約等に関する契約解除）

第39条　受注者は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２　発注者は、受注者が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは

下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第40条　発注者は、第36条、第37条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　受注者は、発注者が第36条、第37条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第41条　受注者は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第７章　秘密の保全

（秘密の保全）

第42条　発注者及び受注者は、この契約の履行に際して、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。この契約の履行に当たる受注者の使用人も同様の義務を負い、この違反について受注者はその責を免れない。

第８章　雑則

（調査）

第43条　発注者は、契約物品について、その原価を確認する場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、受注者に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に受注者の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

２　受注者は、前項に規定する調査に協力するものとする。

（紛争の解決）

第44条　発注者及び受注者は、この契約の履行に関し、紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して円満に解決するものとする。

（その他）

第45条　仕様、規格に明示されていないものについて疑義が生じたときには、発注者、受注者、協議して決定する。ただし、軽微なものについては、発注者の解釈及び指示に従うものとする。